・電熱式シャッター　１台
・シロッコファン　２台
・密閉式ＶＰ用真空タンク　１基
・開放式膨張タンク（冷却水用）　１基
・地下オイルタンク　18,000Ｌ　１基
・オイルサービスタンク　150Ｌ　１基
・受水タンク（平常用）　4,000Ｌ　１基
・受水タンク（非常用）　10,000Ｌ　１基
・受水槽室手元開閉器盤　１面
・動力制御盤　12面
・空調自動制御計装盤　１面

２階
・中央監視手元開閉器盤　１面

３階
・ユニット形空気調和機　６台
・ファンコンベクタ　３台
・シロッコファン　６台
・密閉式膨張タンク（温水用）　１基
・開放式補給水膨張タンク（温水用）　１基
・ＶＴ－１用クッションタンク　１基
・空調自動制御計装盤　１面

５階
・シロッコファン　２台
・換気装置自動制御計装盤　１面

塔屋１階
・有圧換気扇　２台
・シロッコファン　10台

塔屋２階
・開放式膨張タンク（給湯用）　１基

別館１階
・空気清浄ユニット　１台
・シロッコファン　１台
・動力制御盤　３面
・温水式パネルヒータ　４台

別館２階
・マルチ形空気調和機　１系統
・シロッコファン　２台
・全熱交換器　２台

別館３階
・マルチ形空気調和機　１系統
・シロッコファン　４台
・全熱交換器　２台

⑸　工期　契約締結日の翌日から令和10年３月17日まで

⑹　電子調達システム対象　本案件は、資料等の提出、入札等を電子調達システムで行う対象案件である。なお、電子調達システムによりがたい場合は、紙入札による参加の承諾願いを提出すること。

⑺　総合評価落札方式による実施　本案件は、技術提案評価型Ｓ型で求めている技術提案（以下、「通常技術提案」という。）に加えて、軽微な設計図書の変更を許容した技術提案（以下、「技術向上提案」という。）を求める「技術提案評価型ＳＩ型」総合評価落札方式の試行工事である。技術向上提案は、発注者が公告時の設計図書で示す標準的な仕様案（以下、「発注者が示す仕様」という。）に対して目的物の仕様や工法（仮設等を含む）の軽微な変更を許容し、さらなる工事品質の向上が図られるテーマについて、競争参加者の提案を求めるものである。提案された技術向上提案について、発注者が採用を決定し設計変更を指示した場合は、その提案の実施に必要な費用について変更計上の対象とすることを認めることとする。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

なお、本案件は、賃上げを実施する企業及びワーク・ライフ・バランス等を推進する企業として法令に基づく認定を受けている企業（ＷＬＢ推進企業）に対して総合評価における加点を行う工事である。

⑻　契約後ＶＥ方式による実施　本案件は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。

⑼　建設リサイクル法対象工事　本案件は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑽　入札時積算数量書活用方式の適用　本案件は、入札時積算数量書活用方式の対象工事である。

⑾　生産性向上技術の活用　本工事は、受注者が入札時又は施工合理化技術（ただし、発注者指定の技術を除く。）に関する技術提案を行い、履行による効果が確認された場合、航空局工事成績評定要領に基づき評価する対象工事である。

⑿　中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更　本案件は、中東情勢の変化による建設資材の流通状況を踏まえた設計変更の対象工事である。

２　競争参加資格

下記に掲げる条件を満たしている単体有資格業者又は当該条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）であって、「競争参加者の資格に関する公示」（令和８年10月15日付公示）に示すところにより東京航空局長から本工事に係る特定ＪＶとしての競争参加資格（以下「特定ＪＶとしての資格」という。）の認定を受けていること。

⑴　予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

⑵　予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

⑶　東京航空局における「管工事業」に係る令和７・８年度国土交通省一般（指名）競争参加資格を有する者（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、国土交通省東京航空局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）であり、当該認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した経営事項評価点数（以下「点数」という。）が、1,100点以上であること（なお、特定ＪＶにより参加を希望する場合、代表者及び構成員に係る点数が1,100点以上であること。）。

なお、当該資格を有していない者については、「競争参加資格に関する公示」（令和６年10月１日付官報）に記載されている申請方法等により、競争参加資格の申請を受け付ける。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。但し⑶の再認定を受けている者を除く。

⑸　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限から開札日までの間に、国土交通省東京航空局長から航空局所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領（昭和59年６月28日付け空経第386号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑹　入札に参加しようとする者（共同企業体にあってはその構成員。）の間に資本関係又は人的関係がないこと

なお、上記の関係がある場合に、辞退者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、国土交通省航空局競争契約入札者心得第４条の３第２項の規定に抵触するものではないことに留意すること。

⑺　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑻　当該工事に係る設計業者等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと（詳細については入札説明書を参照。）。

⑼　次に掲げる工事の施工実績（施工中のものを除く。）があること。

平成23年４月１日以降に、元請けとして完成・引き渡しが完了した下記の要件をすべて満たす工事の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の者に限る。）

・空気調和設備の設置を行う工事

ただし、以下の①②③の条件を同一工事ですべて満たすものに限る。

①　空調方式：冷熱源機器を有するユニット形空気調和機を用いた空気調和設備

②　設備規模：空調対象延べ床面積4,300㎡以上

③　監視方式：中央監視方式